

春日井市老朽空き家解体費補助金交付要綱 Q&A

(令和2年4月版)

対象建築物に関すること

	質問	回答
1	どのような空き家が対象になりますか？	次の条件のすべてに該当する空き家が対象です。 <ul style="list-style-type: none">・市内にあるもの・床面積の半分以上が住居として利用していたもの・1年以上使用されていないもの・建築後木造にあっては22年、非木造にあっては47年を経過したもの・個人が所有するもの・所有者以外の権利者がいない、又は、所有者以外の権利者が解体に同意しているもの・市から空家法に基づく措置命令を受けていないもの
2	もし増築した部分がある場合はどうなりますか？	増築した部分も木造で22年以上、非木造は47年以上経過していれば対象となります。
3	母屋のほかに離れ家がある場合、補助対象になりますか？	附属建築物であれば対象となります。 ただし、母屋が補助対象であり、離れ家も解体して更地にする必要があります。
4	長屋を1戸ずつ解体できますか？	不動産登記又は固定資産課税台帳により住戸ごとの区分所有が明確な長屋の空き住戸は、1戸での解体も補助対象となります。 区分所有でない長屋や共同住宅の場合は、1棟での解体が補助対象となり、全戸が1年以上使用されていないことが条件となります。
5	店舗併用住宅は、対象となりますか？	床面積の半分以上が住居として利用していたものであれば、対象となります。

6	年に数回、室内の掃除や庭木の剪定、除草などの空き家の管理を行っているが、補助の対象となりますか？	<p>管理は使用とは異なりますので、補助の対象となります。</p> <p>なお、申請を受けると、市は過去1年分の水道使用量を確認します。第2号様式（2空き家の使用状況の欄）に「管理のために水道を使用している」などの理由を記入してください。</p>
---	--	---

対象者に関すること

7	誰が補助の対象者となりますか？	<p>次のどちらかの方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 空き家の所有者 • 当該空き家の存する土地の所有者 <p>ただし、共有者や空き家所有者の同意が必要となる場合があります。</p>
8	市外に住んでいますが、対象者となりますか。	<p>上記1に該当する空き家の所有者またはその土地の所有者であれば、市外の方でも対象者となります。</p>
9	兄弟3人で空き家を相続しました。兄弟で経費を折半して解体すると、それぞれ補助金がもらえますか？	<p>空き家1戸に対し、補助金がもらえる方は1人です。兄弟で相談して、代表者各で申請してください。</p>
10	借地ですが、土地所有者の同意は必要になりますか？	<p>土地所有者の同意書の添付は必要ありません。</p> <p>ただし、空き家を解体すると土地の固定資産税等が高くなる場合があるので、相談されるとよいでしょう。</p>

手続きに関すること

11	申請の期限はありますか？	<p>工事を完了し、3月15日（土日祝日の場合は、直前の平日）までに報告書を提出する必要があります。</p> <p>ただし、予算の範囲内で、先着順での交付となります。</p>
12	郵送での申請はできますか？	<p>原則、窓口を持参していただくこととしています。</p>
13	同意書の様式はありますか？	<p>同意書の様式は問いません。</p>

14	所有者及び建築年数が確認できる書類には、何がありますか？	<p>所有者が確認できる書類</p> <p>登記事項証明書＋戸籍、固定資産課税台帳、</p> <p>遺産分割協議書、家屋課税明細書、</p> <p>固定資産名寄帳など</p> <p>建築年数が確認できる書類</p> <p>固定資産課税台帳、家屋課税明細書、</p> <p>物件証明書、検査済書、確認済書 など</p>
15	増築した部分も書類が必要ですか？	構造、面積、建築年数が確認できる書類を添付してください。上記参照。
16	解体工事が適切に行われたことが確認できる書類には、何がありますか？	産業廃棄物管理票（マニフェストA又はB票）、工事業者の証明書（任意様式）など
17	工事業者の証明書（任意様式）には、どのような内容が記載されていなければなりませんか？	<p>次の事項の記載が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な分別解体、再資源化等を実施したこと ・解体工事の場所、申請者の氏名、日付 ・解体業者の記名及び押印
18	見積書には、工事場所が記載されていなければなりませんか？	<p>市に提出いただく見積書、契約書（請書）、請求書（領収書）の写しには、次の事項の記載が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事の場所、申請者の氏名、日付 ・解体業者の記名及び押印
19	交付決定前に解体業者と契約してもよいですか？	<p>補助対象となる内容での契約であれば、契約時期は問いません。</p> <p>ただし、交付決定前に解体工事に着手すると補助対象外となります。</p> <p>なお、実績報告の際に契約書（請書）の写しの添付が必要となりますので、必ず書面を作成してください。</p> <p>ただし、空き家付き土地の購入等に対する補助金は、解体契約前に交付申請が必要です。併用をお考えの方はご注意ください。</p>

対象工事に関すること

20	空き家の一部を解体したいのですが、補助の対象となりますか？	空き家、門、塀、樹木などのすべてを解体し、更地にする工事のみ補助対象です。 ただし、土留めや擁壁を残すことは、補助の対象となります。
21	解体後の整地は、補助の対象となりますか？	解体に伴う廃材の処分や解体後の整地についても、補助の対象経費となります。
22	工事業者の要件はありますか？	次のいずれかの要件が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> • 建設業（土木、建築、解体工事）の許可 • 建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録
23	工事業者とは、元請業者ですか、下請業者ですか？	実際に工事を行う下請業者になります。申請書等の解体業者名は下請業者を記入するとともに、許可（登録）証の写しをご用意ください。
24	実際に解体工事を行う下請業者との契約書や請求書がないのですが、どうすればよいですか？	次の書類をすべて添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> • 申請者と元請業者との間に締結した契約書（請書）や見積書、請求書（領収書） • 元請業者と下請業者との間に締結した上記書類 なお、補助対象経費は、低い方の税抜き金額となります。
25	自分で行う解体工事は、補助の対象となりますか？	申請者自身が行う工事は対象となりません。 申請者と工事業者との間で請負契約を交わし、工事代金が支払われた工事が対象となります。
26	跡地の利用について、制限はありますか？	制限はありません。 ただし、雑草等が繁茂することのないよう、空き地の適正管理をお願いします。 なお、建物を解体することで土地の固定資産税等の額が高くなる場合があります。詳しくは、春日井市資産税課（0568-85-6102）まで。

27	市から工事業者を紹介してもらえますか？	春日井市と空き家に関する連携協定を締結している団体を紹介することはできません。 ご自身で調べる場合は、下記ページの「解体業者」を参考にいただき、ご自身で業者を選定してください。 なお、愛知県内の建設業許可業者の名簿も掲載しています。 http://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/kurashi/1003661/1003670/1003672.html
28	工事業者を変更したいのですが？	早急に変更承認申請書（第6号様式）を提出してください。 なお、変更後の工事業者の有する許可等の書類を添付してください。
29	工事を取下げたいのですが？	早急に取り下げ申出書（第5号様式）を提出してください。

補助金の交付に関すること

30	いくら補助金がもらえるのですか？	対象経費の3分の2です。 ただし、20万円が上限となります。
31	複数空き家を所有しているのですが、何回も補助金をもらうことはできますか？	同一年度内につき、1人1回までとなります。
32	補助金を工事業者の口座に振り込んでもらうことはできますか？	補助金の振込み口座は、申請者の名義のものとなります。

【問い合わせ先】 春日井市 まちづくり推進部 住宅政策課 空き家対策担当

電話0568-85-6572